

事 務 連 絡

令和 8 年 6 月 23 日

地方厚生（支）局医療課

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部訂正について

下記の通知について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部改正について（令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 1 号）

(別紙)

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部改正について
(令和8年6月1日保医発0601第1号)

別紙

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第1～第4 (略)

第5 その他の施術料

1～3 (略)

4 その他の事項

(1)～(8) (略)

(9) 明細書発行加算

ア 明細書発行加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和~~8~~~~6~~年~~7~~~~10~~月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ～エ (略)

第6～第8 (略)

別紙様式1～3の1 (略)

別添 (略)